

日南市木造住宅耐震診断・改修補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震における木造住宅等の被害を軽減するため、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修総合支援事業に要する費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第11号）、日南市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）及び日南市暴力団排除に関する規則（平成24年日南市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧耐震基準木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。

(2) 宮崎県木造住宅耐震診断士

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事が行う講習会を受講し知事が登録した者（以下「耐震診断士」という。）をいう。

(3) 耐震診断

別に定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能に関する診断をいう。

(4) 木造住宅耐震診断事業

耐震診断を実施する事業をいう。

(5) 耐震改修設計

耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能を向上させるための補強計画（上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）を1.0以上にするもの）で、その耐震性能の向上を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」に即して確認した設計をいう。

(6) 耐震改修工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物（評点が1.0未満のもの）を安全な構造となる建築物（評点が1.0以上のもの）に改修するため、耐震改修設計（地盤及び基礎が耐震性に問題がないものに限る。以下次号において同じ。）に基づき行う工事をいう。ただし、原則として増築に係る工事は含まないこととする。

(7) 段階的耐震改修工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い建築物（評点が0.7未満のもの）を評点が0.7以上1.0未満の建築物に改修するため、耐震改修設計に基づき行う工事をいう。ただし、原則として増築に係る工事は含まないこととする。

(8) 木造住宅耐震改修総合支援事業

耐震改修設計、耐震改修工事及び段階的耐震改修工事の総合支援を実施する事業をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費については、消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。) が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

補助対象経費		補助額
木造住宅耐震診断事業に要する経費		1 棟につき、補助対象経費の 9 / 10 以内かつ、5 万 4,000 円を限度とする。(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)
木造住宅耐震改修総合支援事業に要する経費 (工事費を対象とする)	耐震改修	1 棟につき、補助対象経費の 8 / 10 以内かつ、100 万円(段階的耐震改修の補助を受けたものは 40 万円) を限度とする。(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)
	段階的耐震改修	1 棟につき、補助対象経費の 8 / 10 以内かつ、60 万円を限度とする。(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)

(補助対象)

第 4 条 補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。) は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日南市内に存するもの
- (2) 旧耐震基準木造住宅であるもの
- (3) 住宅を主たる用途とするものであること。(延べ面積の 2 分の 1 を超える部分が住宅の用途に供されているものに限る。)
- (4) 地上階数が 2 以下であるもの。
- (5) 国土交通大臣の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
- (6) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法による住宅であるもの
- (7) 木造住宅耐震改修総合支援事業については、改正前の要綱において木造住宅耐震改修設計事業及び木造住宅耐震改修事業を行った住宅でないもの

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。) は、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修総合支援事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 4 条に規定する補助対象住宅を所有している者
- (2) 木造住宅耐震改修総合支援事業については、当該住宅に居住している者又は当該住宅に木造住宅耐震改修総合支援事業完了後速やかに居住する者
- (3) 市税等を滞納していないこと。ただし、市税等を滞納している者が市税等の完納その他市長が認める措置を行ったときは、補助対象者とすることができる。
- (4) 日南市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 29 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 別紙事業計画書兼収支予算書及び添付書類
- (2) 市税等の納付状況確認調査に関する同意書(別記様式第 2 号)
- (3) 日南市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書(別記様式第 3 号)
- (4) (当該木造住宅を貸家として所持し、かつ、借家人がいる場合)
耐震診断事業・耐震改修総合支援事業の実施に係る借家人の同意書(別記様式第 4 号)
- (5) (日南市民以外の方が、木造住宅耐震改修総合支援事業を実施する場合)
木造住宅耐震改修総合支援事業完了後についての誓約書(別記様式第 5 号)
- (6) (段階的耐震改修工事を実施する場合)
耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書(別記様式第 6 号)

(交付の決定)

第 7 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(別記様式第 7 号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付することができる。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅滞等報告書(別記様式第 8 号)を市長に提出し、その指示を受けなければならないこと。また、このとき市長は、事業遅延等に関する指示書(別記様式第 9 号)により申請者に指示するものとする。
- (3) 事業完了後は、速やかに居住又は居住の見込みがあること。
- (4) 耐震補強設計が適正に行われていること。
- (5) 耐震改修工事及び段階的耐震改修工事(以下「耐震改修工事等」という)の工事監理が、耐震診断士又は同等以上の知識を有する者により行われること。

(6) 段階的改修工事を行う場合は、将来的に評点を 1.0 以上とする耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書（別記様式第 6 号）を市長へ提出すること。

(7) 前 6 号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項。

（変更等の承認）

第 9 条 第 7 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更申請書（別記様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、補助金交付決定変更通知書（別記様式第 11 号）によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

（事業の取りやめ）

第 10 条 申請者は、補助金の交付決定後に補助事業を取り止める場合は、中止（取りやめ）届（別記様式第 12 号）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による中止（取りやめ）届の提出があったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（耐震改修設計の確認）

第 11 条 木造住宅耐震改修総合支援事業の申請者は、耐震改修工事等に係る耐震改修設計について、補強計画設計報告書（別記様式第 13 号）を次のいずれかにより市長に提出し確認を受けるものとする。

(1) 第 6 条に規定する補助金交付申請書を提出する時に耐震改修設計を完了している場合においては、当該補助金交付申請書の提出と同時に提出し確認を受けること。

(2) 第 6 条に規定する補助金交付申請書を提出する時に耐震改修設計を完了していない場合においては、第 7 条に規定する補助金交付決定通知書を受領した後に耐震改修設計に係る契約を締結し、耐震改修工事等の契約を締結する前までに提出し確認を受けること。

2 市長は、前項の補強計画設計報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その旨を補強計画設計報告確認通知書（別記様式第 14 号）により申請者に通知するものとする。なお、耐震改修工事等の契約の締結は、当該補強計画設計報告確認通知書を受領した後でなければならない。

（中間検査）

第 12 条 木造住宅耐震改修総合支援事業に係る補助事業者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点に達したときには、中間検査申請書（別記様式第 15 号）に関係書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は施工現場に市の職員が立ち会って行い、検査報告は中間検査通知書（別記様式第 16 号）により申請者に対して通知する。

(実績報告)

第 13 条 申請者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（別記様式第 17 号）及び木造住宅耐震改修総合支援事業にあっては工事監理等確認書（別記様式第 18 号）に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日または補助金の交付の交付決定のあった日の属する年度の 2 月 15 日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 14 条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業補助金等確定通知書（別記様式第 19 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金は、前条の確定通知を行った後、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 補助金交付確定通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 20 号）を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第 17 条 補助事業者は、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修総合支援事業について、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、木造住宅耐震診断事業に係る補助金にあっては当該耐震診断を行った者に、木造住宅耐震改修総合支援事業にあっては当該耐震改修工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」とする。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、代理受領により補助金の交付を受けようとする者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第 15 条の補助金交付請求書に受領に関する委任状（別記様式第 21 号）を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の委任状の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、委任された者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金交付決定の取消)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(日南市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱及び木造住宅耐震化促進事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 日南市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成25年8月1日制定)

(2) 木造住宅耐震化促進事業実施要綱(平成17年10月19日制定)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱において、耐震改修設計まで完了し耐震改修工事を行っていない住宅又は段階的耐震改修工事のうち二段階目の段階的耐震改修工事を行っていない住宅の木造住宅耐震改修事業に係る補助金の取扱いについては、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。